3. 整備項目、整備目標時期及び整備主体

(1) 駅舎

整備項目	整備 目標 時期	整備主体					
		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者		
a 垂直移動施設の整備							
改札外エレベータの設置	•						
c 誘導案内情報施設の整備							
誘導・警告ブロックの敷設位置等の改良	•						
路線図・料金表等の改良	•						
誘導案内設備の設置・改良	•						
d 旅客施設の個別施設							
拡幅改札口の設置等	•						
e 設備・施設の改良							
券売機の点字表示、車いす対応、IC化への対応	0						

(2) 駅前広場

	整備	整備主体						
整備項目		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者			
a 誘導案内情報施設の整備								
路線図・料金表等の改良	•							
主要施設案内図の設置・改良	0		(■)					
点字・音声誘導設備の設置・改良	0		(■)					
b 設備・施設の改良								
ベンチ等の設置	0		(■)					

注1) 身体障害者用駐停車帯については、スペース上の課題はあるが、設置と運用について関係事業者で検討を行う。

(3) 道路

	整備	整備主体				
整備項目		公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者	
a 既設道路の改良	·					
段差の改善	•					
舗装面の改善	0					
横断勾配の改善	0					
波打ち歩道の改良	0					
街灯の整備	0		(■)		■(施)	
道路照明灯の整備	0					
b 誘導・警告ブロックの敷設・改良	•		•			
c 既設歩道等の改良(有効幅員の確保)						
電柱・柵・車止め等の移設・集約による 有効幅員の拡大	0				(■)(公)	
d 障害物等の撤去・規制						
不法駐輪車両の撤去・規制	•			(■)	(■)(商)	
不法駐車車両の撤去・規制	•		(■)		(■)(商)	
商品・看板の指導及び撤去	•	T		(■)	(■)(商)	

(4) 信号交差点、交通規制

II JAZMI AZMI								
		整備	整備主体					
整備項目		目標 時期	公共交通 事業者	道路 事業者	公安 委員会	その他 事業者		
a 既設信号の改良								
	主要信号交差点における音響声信号化または改良	0						
	視覚障害者用道路横断帯(エスコートゾーン) の設置 注2)	0						
b 1	言号の新設	0		(■)				

注2) 設置に際しては、有効性・安全性等の検討を踏まえ、事業者間で協議・調整を図る。

<凡 例>

整備目標時期整備主体その他事業者

●: 今後5年間程度で対応 ■ : 主な整備主体 (市): 堺市等
○: 今後10年間程度で対応 (■) : 連携が必要となる (施): 施設管理者
主な事業者 (再): 再開発組合等

(商): 商業者等 (公): 公益事業者